

2018年12月26日

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
専門フォーラム 教育利用の補償金の支払い等について
教育関係者委員各位

教育利用に関する著作権等管理協議会
座長 瀬尾 太一

フォーラムにおけるご意見に関するお願い

いつもフォーラム運営に際しましてご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、第二回（2019年1月9日）の補償金支払い等に関する専門フォーラムにおきましては、皆さまから様々なご意見をお伺いしたいと考えております。特に下記の点について、奇譚のないご意見や、現状の問題点、将来の展望等につき、幅広い観点からご発言をいただければと思います。

なお、もしご意見文書や資料等がございましたら、予めフォーラム事務局宛にご提出いただければ、投影、印刷などの手配をさせていただきます。

限られた開催の中ですが、より多くのご意見等をいただき、望ましい制度の実現に寄与していきたいと考えております。

年末年始のご多用中のところとは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

記

1. ネットを活用した授業（使われた教材等の公衆送信を含む）について、改正著作権法では、このような場合、権利者が被る不利益を考慮し、補償金の支払いが必要となるものの、原則として著作権の問題を気にすることなく、教員の裁量により著作物等を教材として利用できることになりました。このことは、今後のICT教育の推進にどのような役割を果たすとお考えになりますか。
2. 実際の補償金の支払いを考えた場合、補償金の支払い方法について教育機関側の事務的負担をできるだけ軽減することが必要であると考えられますが、補償金の支払い方については、一般に、学生一人当たり〇〇円に学生数を掛けて学校ごとの補償金を定める包括的補償金方式か、利用ごとに補償金の額を積算する個別的補償金方式の2通りの方法が考えられますが、これらについて、どのようにお考えになりますか。

3. 教育機関は、幼児段階から成人段階まで幅広い階層を対象に教育を行っていますが、ICT教育については、どのような分野の教育機関において今後発展すると思われますか。また、どのような教材（例えば、文章等の言語作品、イラスト、絵画等の視覚芸術作品、音楽作品、映像作品）がよく使用されると思いますか。
4. 授業料とは別に、教育活動のために支払っている費用にはどのようなものがありますか。学生一人当たりの額はどの程度になっていますか。
5. 教育機関における教育目的の利用であっても、無条件で権利制限が行われているわけではないので、利用の態様や部数によっては権利制限の対象外になると考えられます。教育機関において、権利者の許諾を得て、著作物等を利用された例はありますか。ある場合、どのような課題があると感じられましたか。

以上

平成30年改正著作権法関連条文抜粋

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。